

仕 様 書

案件名称	令和 7 年度 識字推進事業「大阪市識字・日本語教室」リーフレット印刷	
納入期限	令和 7 年 10 月 31 日(金)	
数 量	5,000 枚	
規 格	仕上がりサイズ	A4 両面
	用 紙	コート紙 90 kg
	加 工	巻三つ折り(左開き)
	印刷色・印刷方法	4C(全面カラー) オンデマンドまたはオフセット印刷
原 稿	入 稿 日	契約締結後すみやかに
	種 類	文字データ(Word、Excel) イラスト、図、表のデータ(Word、Excel、png、pdf)
そ の 他	・「大阪市識字・日本語教室」リーフレット全面のデザイン、レイアウトは受注者で行うこと ・幅広い年代、様々な立場の人に読みやすく、わかりやすいデザインやレイアウトにすること ・明るい配色で、思わず手に取りたくなるデザインにすること ・イラスト挿入やフォントの選択など、全体的なデザインの工夫をすること。イラストは発注者が提供したもの、および受注者が作成したものを使用すること ・既存のリーフレットのデザイン・配色を踏襲しすぎないようにすること ・受注者は発注者から提供された画像・写真・図などのデータのトリミング・色調整等の修正・加工、解像度の向上などの指示に対応するものとする ・発注者からの指示、もしくは編集上必要がある場合は挿絵等を作成すること ・編集にあたっては、最終的に発注者の指示に従うこと ・本文の書体は、小さな文字でも判別しやすいように配慮すること ・文字サイズや見出し、トピックごとのデザインやタイトルロゴ等を工夫し、魅力的なものとする ・全体のデザインに統一感を持たせつつ、視認性・可読性・判読性を損なわないものとする ・校正について、データの受け渡しは土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に行うこと ・校正について、発注者の確認に要する期間として必ず 3 営業日は確保すること ・完成データ、保存用データ、画像ファイルの作成を行うこと	
校 正	回 数	色校正含め簡易校正 4 回
	提出先等	事業担当
納品場所	事業担当	

納品単位	・リーフレット ※ 梱包に使用する物品は、受注者がその負担において用意すること ※ 100 枚ごとに帯掛けすること ※ 汚れ・損傷をきたさないよう、また雨天時は雨がかからないよう養生すること ・原稿データ ※ホームページに掲載するための pdf データ、印刷用データ(トンボ・裁ち切り線のあるもの)、保存用データおよび画像ファイル(jpeg、png、pdf、ai 形式)を納品すること
仕様書の質問について	・応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない ・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする
契 約	契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること
備 考	・ 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること ・ 「大阪市グリーン調達方針」(https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の(1)紙類及び(21-2)印刷の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし【判断の基準】〈共通項目〉において①の紙に関する部分は適応しないものとする。 ・ 契約締結後、速やかに「資材確認票」を事業担当へ提出し、承認を受けること ・ 納品時に別紙「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」、「資材確認票」をサンプル紙、出荷確認票とともに事業担当へ提出すること ・ 契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること ・ 配送先の部数に変動がある場合、配送先を追加・変更する場合は、前月末までに通知する ・ 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること ・ 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること ・ 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない ・ 本印刷物は、市内全識字日本語教室へ配布するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様書のとおり厳重に履行すること ・ 成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとする
事業担当	〒550-0014 大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館内 4階 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 TEL: 06-6539-3348 FAX: 06-6532-8520

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

作成年月日：年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

(会社名)

() 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)

() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)について、冊子形状(統計書、広報紙、会報等)の表紙は除く。

資材確認票の様式(例)

御中

作成年月日： 年 月 日

件名：

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

(○) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)

() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市グリーン調達方針適合有無	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値90
	表紙	○	A	コート紙	●●製紙／●●	○	
	見返し	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値85
	カバー	—	—				
インキ類		○	A	平版インキ	●●インキ／●●	○	
加工	製本加工	○	A	PUR 系ホットメルト	●●化学／●●	○	
	表面加工	○	A	OP ニス	●●化学／●●	○	
	その他加工	—	—				
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準(「紙類」参照)について、冊子形状(統計書、広報紙、会報等)の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程		実 現	基 準(要求内容)
製版		はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP 化)率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい／いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工		はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
該当：あり／なし		はい／いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工		はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
該当：あり／なし		はい／いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の可否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト(例)

作成年月日: 年 月 日		
御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト 〇〇印刷株式会社 下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。		
工程	実 現	基 準(要求内容)
製版	☒ はい ☐ いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP 化)率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	☒ はい ☐ いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	☒ はい ☐ いいえ
		③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		☒ はい ☐ いいえ ／該当なし
		④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		☒ はい ☐ いいえ
	デジタル	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工 該当:		⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
	☒ はい ☐ いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本 加工 該当:	☒ はい ☐ いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	☒ はい ☐ いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本 加工 該当:	☒ はい ☐ いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	☒ はい ☐ いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。
	☒ あり ☐ なし	

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。